様式第２号

**豊田市美術館　撮影に関する確認書**

以下の事項について、すべて遵守します。（各項目の内容確認後、□を☑にして提出してください）

　申請書の記載内容に変更はありません。(変更箇所は美術館了解済み。）

　許可を受けた内容の範囲内で行うとともに、豊田市美術館職員の指示に従います。

　撮影場所については、必要に応じて事前に養生し、撮影後は原状回復します。

　万が一、撮影者の過失において、美術品や施設等（庭を含む。）に傷や破損、変色、付着等が認められたときは、豊田市美術館職員の指示により、撮影者の責任と負担で原状回復します。

　作品から離れた場所で撮影し、作品には触れません。

　撮影に要する資機材や電源（バッテリー等）は撮影者が用意します。

　来館者の迷惑（鑑賞や通行の妨げ等）にならないよう注意します。

　定められた場所以外で飲食を行いません。

　美術館の敷地内で喫煙を行いません。

　自ら持ち込んだもの（ごみ等を含む。）はすべて持ち帰ります。

　撮影に関して著作権等の法令上の問題が生じた場合は、すべての責任を負い、処理します。

　成果物には、クレジットとして「撮影協力：豊田市美術館」と明記します。

　公開前に、成果物（現物又はデータ）を豊田市美術館へ寄贈します。

　撮影した画像を再度使用する場合は、報告及び再申請します。

　突発的な事故、緊急事態等が発生した場合は、直ちに美術館へ連絡し、職員の指示に従います。

令和　　年　　月　　日

　以上の項目及び豊田市美術館ロケーション撮影取扱要綱に記載の事項は、

すべて遵守します。

申請者

【撮影日当日】・通用口にて、警備員により撮影開始の確認を行います。(撮影腕章・入館札の貸与)

　　　　　　　　・美術館担当者により撮影内容を確認します。(人数・撮影対象物・時間等)

　 　　　　 ・必要に応じて、美術館担当者が立ち会います。

　　　　　　　・撮影終了時、美術館担当者又は警備員により終了確認を行います。

・通用口にて退館手続きを行ってください。(撮影腕章・入館札の返却)

問合せ先/成果物送り先　〒471-0034　愛知県豊田市小坂本町８丁目５番地１

豊田市美術館 総務担当

Tel：0565-34-6610[代表] 0565-34-6748[事務室]

Fax：0565-36-5103[事務室]

E-mail：bijutsukan2@city.toyota.aichi.jp